

## 利用料金の営利加算を一部変更します

令和8年4月1日以降の予約分から運用を一部変更します。

ご利用の皆さまには、ご理解、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

### 1 本市の施設利用料金における「営利加算」の取扱い

以下の①～③の順に適否判定します。

- ① 法人格や団体の種別（株式会社等の営利法人、個人事業主による事業関連利用は「加算対象」）
- ② 利用用途（物品販売会や入場料を徴取する利用は「加算対象」）
- ③ 実態上の金銭の動き

※地域・市民活動、生涯学習、市民体育を支援するための対応

#### (1) 大会や発表会、サークル活動等への不適用

大会や発表会で、入場料を徴収しない場合や、サークル団体等で各自が活動費を出し合っている場合は営利加算対象外となります。

#### (2) 参加料や会費等を徴収し開催する場合でも一定範囲までは営利加算対象としません。

(事業計画書の提出により判定)

##### ①利用料金の2倍+附属設備利用料金の経費計上

##### ②講師に対する謝礼・報酬の経費計上

有償ボランティア程度（1開催につき、講師1名あたり3千円（交通費、お茶代等を含む）、最大2名分まで）の講師謝礼・報酬を経費として認めます。

##### ③実費負担金の収入不計上

参加料等とは別に教室等の資料代、材料費、保険料等の実費負担金を徴収する場合、営利加算判定における収入に含めません。

※二重下線部が変更箇所